

町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

町田市公衆浴場法施行条例（平成24年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽にあつては、1週間に1回以上清掃を行うこと。

第3条第1項第8号に次のただし書を加える。

ただし、ろ過器を使用して循環させる浴槽水にあつては、1週間に1回以上換水すること。

第3条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 浴槽水については、町田市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

第3条第1項第9号ア中「町田市規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項第10号オを削り、同項第11号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

町田市公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴場の施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、1日1回以上清掃又は洗浄を行うこと。<u>ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽にあつては、1週間に1回以上清掃を行うこと。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 浴槽水は、1日1回以上換水すること。<u>ただし、ろ過器を使用して循環させる浴槽水にあつては、1週間に1回以上換水すること。</u></p> <p><u>(8)の2 浴槽水については、町田市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</u></p> <p>(9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、<u>規則</u>で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴場の施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、1日1回以上清掃又は洗浄を行うこと。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 浴槽水は、1日1回以上換水すること。</p> <p>(9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、<u>町田市規則(以下「規則」という。)</u>で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこ</u></p>

町田市公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(11) <u>前3号</u>の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(12)～(40) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>と。</u></p> <p>(11) <u>前2号</u>の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(12)～(40) 略</p> <p>2・3 略</p>